

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 市長及び市長が指定する者以外の者がごみ集積所に置かれた資源物を無断で収集し、又は運搬する行為を禁止するため、条例の一部を改正するものである。

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例の一部を改正する条例案

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例（平成 15 年 3 月国立市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

第 37 条第 1 項中「所定の場所」を「規則で定めるごみ集積所（次項及び次条第 1 項において単に「ごみ集積所」という。）」に改め、同条第 2 項中「所定の場所」を「ごみ集積所」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

(収集又は運搬の禁止等)

第37条の2 市長及び市長が指定する者以外の者は、ごみ集積所に置かれた規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第25条第2項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(国立市行政手続条例の適用除外)

第37条の3 前条第2項の規定による命令については、国立市行政手続条例(平成7年3月国立市条例第3号)第3章の規定は、適用しない。

第53条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条、第38条」に改める。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 罰則

第86条 第37条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第87条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。